

製造中登録検査における提出図面に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

製造中登録検査における提出図面に関する事項

改正理由

現行規則では、製造中登録検査における船体関係の検査について統一的な方法、手順を規定する IACS 統一規則 Z23 を参考に、船体コンストラクションファイルを船上に保持すべき旨規定している。

船体コンストラクションファイルの備え付けは、就航後の保守整備の際及び海難時等の緊急時に建造時の情報等が必要となることを考慮して規定したものであり、本会としても、船級協会として船級登録船の保守整備や緊急時に迅速に対応できるよう、船体コンストラクションファイルに含まれる図面を保管しておくことが望ましいと考える。

今般、上記主旨に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

船体コンストラクションファイルの備え付けが要求される船舶に対し、船体コンストラクションファイルを完成図として本会に提出するよう規定した。